

カレットびん及びスチール缶に係る明石市集団回収業者助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、回収が困難なカレットびん及びスチール缶の回収業務への参加を回収業者に促し、もって市内の家庭から排出されるごみの減量化及び資源の有効利用を目的とする再生資源集団回収活動を実現するため、回収業者に対しカレットびん及びスチール缶に係る明石市集団回収業者助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 回収団体 明石市再生資源集団回収助成要綱（平成3年4月15日制定）第4条の規定により再生資源集団回収団体として明石市に登録した団体
- (2) 回収業者 集団回収活動に協力して再生資源を回収する業者
(対象となる回収業者)

第3条 助成金の交付を受けることのできる回収業者は、次条第1項の規定により明石市に登録し、回収団体により集団回収されたカレットびん及びスチール缶を回収する業者とする。

- 2 前項の回収業者は、回収後のカレットびんを無色、茶色、その他の3色に分類し、栓等の異物を除去した後明石クリーンセンターに搬入し、また、回収後のスチール缶を再生メーカーに引き渡さなければならない。

(回収業者の登録等)

第4条 助成金の交付を受けようとする回収業者は、あらかじめ明石市再生資源回収業者登録（変更）申請書（様式第1号）により市長に登録を申請しなければならない。

- 2 回収業者は、登録事項に変更が生じた場合は、速やかに前項の申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 回収業者は、登録を抹消しようとする場合は、速やかに明石市再生資源回収業者登録抹消届出書（様式第6号）により市長に届け出なければならない。

(助成金の額等)

第5条 助成金の額は、問屋及び再生メーカーへの搬入価格等を考慮して、環境部長が決定する。ただし、回収量1キログラムにつき15円を上限とする。

- 2 前項において、助成金の額の決定は、毎年度第1期（1月から6月までをいう。）の回収分については前年12月中に、毎年度第2期（7月から12月までをいう。）の回収分については同年6月中に行い、決定した額は速やかに回収業者に通知するも

のとする。

3 助成金は、回収業者が前条の規定により登録を申請し、登録を受けた日以後の回収分に対して交付する。

(助成金の交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする回収業者は、第1期の回収分については7月31日までに、第2期の回収分については翌年1月31日までに、集団回収業者助成金交付申請書(様式第2号)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 引取の対象となった回収団体名及び引取重量を記載した集団回収業者助成金団体別引取明細書(様式第3号)

(2) 再生メーカーの発行する受領書で品目及び重量が記載されているもの又は明石クリーンセンターの発行する検量書

(助成金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、申請書に記載された回収量と明石市再生資源集団回収助成要綱第6条第1項の規定により回収団体から提出された仕切伝票に記載された数量とを突合して交付の可否を決定し、集団回収業者助成金交付決定通知書(様式第4号)により当該業者に通知するものとする。

2 前項の突合において、重量が一致しないときは、仕切伝票に記載された重量に基づき助成金を算定する。

(助成金の請求)

第8条 前項の規定による交付決定を受けた回収業者は、速やかに集団回収業者助成金交付請求書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(助成金の交付)

第9条 市長は、前条の再生資源回収業者助成金交付請求書を受理したときは、速やかに助成金を交付するものとする。

(助成金の交付決定の取り消し及び返還等)

第10条 市長は、助成金の交付を受けた回収業者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定を取り消し、既に交付された助成金があるときは、その全部又は一部を返還させ、かつ、回収業者の登録を抹消することができるものとする。

(1) 虚偽の申請その他不正な手段により、助成金の交付申請を行ったとき。

(2) 第1条の趣旨に沿っていない回収活動を行ったとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、協力金の交付目的を達成できないと市長が認めたとき。

(委任)

第11条 この要綱の施行に関し必要な事項は、環境部長が定める。

附 則

この要綱は、平成5年3月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成6年3月30日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の明石市再生資源回収業者助成金交付要綱第5条の規定は、平成6年1月分回収分に係る再生資源回収業者助成金の額について適用し、平成5年12月分回収分までに係る再生資源集団回収業者助成金の額については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の明石市再生資源回収業者助成金交付要項第3条の規定は、平成11年4月分以後の回収に係る助成対象品目について適用し、同年3月分回収分に係る助成対象品目については、なお従前の例による。

附 則(平成16年12月27日制定)

(施行期日)

この要綱は、平成17年1月1日から施行する。